

# 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業 官民対話の結果の公表

- ・ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業入札説明書等に関して、令和2年10月に実施した官民対話の結果を公表します。

令和2年11月17日  
名古屋市

■入札説明書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
1	アジア競技大会中の維持管理運営業務の取扱い	入札説明書	15	アジア競技大会の開催による影響は別途、貴市と協議を行うものとするとの入札説明書に対し、質問回答No.39にて協議する内容は未定とありますが、水光熱費等の支出についても計画に見込む必要はなく、別途補填して頂けるとの認識で問題ないかを確認したく存じます。	光熱水費については、想定される通常業務を基に見込んでください。アジア競技大会に関することについては、市との協議によります。
2	自主事業利益充の指定管理料への縮減について	入札説明書	16	想定利益が出なかった場合にも充当見込み額を指定管理料の縮減に充当するのかを再確認したく存じます。	想定利益が出なかった場合は、サービス購入料Cの改定理由に当たりません。
3	入札価格等に係る消費税等の取扱い	入札説明書	23	見積もった契約希望金額(税込)は、税抜1,000,000とすると、その単なる1.1倍である1,100,000ではなく、割賦金利分の消費税は付加しないので、例えば1,099,000と若干1,100,000より少なくなる。その110分の100に相当する金額となると、999,091を入札書に記載することになるが、よろしいでしょうか。 すなわち以下の理解でよろしいでしょうか。 ①見積もった契約希望金額(税抜) 1,000,000 ②見積もった契約希望金額(税込) 1,099,000 ③入札書に記載する金額 999,091 (≠①) ④落札金額(③×1.1) 1,099,000 (=②)	入札公告に記載してあるとおり、様式5-1には見積もった契約希望金額(税込)の110分の100に相当する金額としてください。 様式5-1を修正します。 あわせて、様式5-2に欄を追加しますので、見積もった契約希望金額(税込)を記入してください。
4	各施設弱電関連図	入札説明書	—	建設工事期間の公園内の施設情報の確認ができるシステムが無く、工事期間中の管理計画が立てられない状況です。参考資料16で中央監視システムについての情報は開示頂きましたが、防災盤関連など各施設弱電関連の情報についてご教示頂きたく存じます。	追加資料として配布します。

■入札説明書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
5	サービス購入料Aについて	入札説明書	資料2-3	1. サービス購入料Aの第1回の支払対象期間が令和3年7月～令和5年3月になっていますが、令和3年7月～令和4年3月に変更して頂きたいと存じます。 2. 市による中間確認及び完工確認に関し、「設計業務のみ」「解体・撤去業務のみ」でも実施されるのか、確認したいと存じます。	原案のとおりとします。
6	サービス購入料Bについて	入札説明書	資料2-3	サービス購入料Bは、令和8年度から事業期間終了までの間にわたり割賦により支払うものをいいますが、アジア競技大会後～令和10年3月に改修する宿泊研修室に係る費用についても令和8年4月の時点で割賦元本に含め、消費税相当分及び割賦金利の請求をすることが可能か確認したいと存じます。	宿泊研修室に係る費用は、サービス購入料Bとして計上してください。
7	修繕費基準額について	入札説明書	資料2-5	令和5年度以降の修繕費基準額を提示されていますが、算出根拠資料をご提供ください。	現在の指定管理者募集要項を参考に算出しています。
8	サービス購入料Cと自主事業収入について	入札説明書	資料2-6	施設の時間利用延長による利用料金収入(基本の供用時間外)は自主事業となりますが、その際の経費は運営に係る経費としてサービス購入料Cを構成する経費に含めて請求するという理解で良いかを確認したいと存じます。	自主事業になりますので、その運営経費はサービス購入料Cに含めないでください。

■入札説明書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
9	サービス購入料Dについて	入札説明書	資料2-7	<p>1. 要求水準書記載の執行額(総額)と提案額(総額)との比較の実施時期は、年度末(第4四半期)のサービス購入料Dの入金後で良いかを確認したく存じます。</p> <p>2. 入札説明書に関する質問への回答No.483において、執行額(総額)とは、「各年度末までに修繕が完了し、実際に支払った額を指します。」とありますが、年度ごとの修繕費の清算については、SPCが支払う前の修繕費として確定した額を指すことに変更して頂きたいと存じます。</p> <p>3. 執行額(総額)を実際に支払った額で判断する場合には、SPCが支払った額ではなく、維持管理企業が支払った額(立替額)で判断することも可能なように変更して頂きたいと存じます。</p>	<p>回答の前提として、入札説明書別紙2に記載のとおり、サービス購入料Dの請求書の提出は、モニタリング結果の通知後となります。</p> <p>従って、1は誤りです。 2も、支払い前ではなく、支払後の額によります。 3は、原案のとおりとします。</p>
10	使用料の支払	入札説明書	資料4	<p>キッチンカー専用の電気・給排水を完備したエリアを設定し、使用許可を出す場合、使用料の支払方法として年額、月額、日額以外に①時間貸し、②午前・午後、③夜間料金などの設定は可能でしょうか。また指定管理者が貴市に使用料を支払うのではなく、使用者が直接市に支払うことになるのでしょうか。</p>	<p>使用者が市に直接使用料を納付する場合、使用料の区分は、名古屋市都市公園条例に従ってください。事業者が設置許可を受け(事業者が市に使用料を納付してください)、自主事業として実施する場合、使用者に対し条例と異なる料金設定をすることは可能です。</p>
11	使用料の支払	入札説明書	資料4	<p>建築等を伴わない教室などを実施する場合、使用料等は発生しますでしょうか。許可区分(設置許可、管理許可、占用許可、行為許可)と併せてご教示願います。</p>	<p>有料公園施設で実施する場合は、施設使用料が必要です。また、無料区域で実施する場合は、使用形態に応じた許可が必要です。専用利用するためには、市との協議の上、許可が必要となります。</p>
12	管理許可	入札説明書	資料4	<p>指定管理者として1年間許可(設置許可・管理許可・行為許可)を受けた特定の場所で、複数の個別の事業を実施することは可能か。</p>	<p>許可事由が変わる場合は、別に許可を受けてください。</p>
13	施設用地の維持管理・運営費	入札説明書等に関する質問への回答 No.15	2	<p>「施設用地は、令和5年度から令和22年度までの指定管理区域に含まれています。」とありますが、入札金額に見込んでおくべき費用を具体的にお示し下さい。</p>	<p>要求水準書の第5の2(2)コの記載内容に基づいて入札金額を見込んでください。市が整備を実施した場合には、利用料金収入や維持管理運営費について協議します。</p>

■入札説明書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
14	民間収益施設の終了について	入札説明書等に関する質問への回答 No.34	6	「自主事業期間中に、事業者側の事由により自主事業の一部または全部を終了する場合は、事業契約書(案)第64条第2項及び第3項により協議を行います。」とありますが、収益悪化等により民間収益施設の経営継続が困難な場合は事業契約書に記載されている「やむを得ない事由」としてお認め頂けるかの理解でよろしいでしょうか。また、協議の結果民間収益施設の事業を終了した場合でも要求水準の未達とはならず減額ポイントその他ペナルティの発生はないとの理解でよろしいでしょうか。	市との協議によります。 民間収益施設を設置する場合、入札説明書等では、「少なくとも、令和8年4月1日～令和23年3月末まで供用すること」としているの、継続性のある適切な提案をしてください。なお、指定管理料に自主事業による収入を充当している場合は、その金額の変更は認めませんので、別に収入方法を図ってください。
15	事業契約の締結に係る費用	入札説明書等に関する質問への回答 No.93	14	事業契約書に貼付する印紙は、契約当事者であるSPCの負担(サービス購入料)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	修繕費基準額、初回サービス購入料Eの税込設定	入札説明書等に関する質問への回答 No.160	22	事業契約書(案)別紙8(法令変更による費用の負担)では消費税に関する変更は100%市が負担と明記いただいていると存じます。本回答が税込だと事業者が消費増税のリスクを負うこととなりますので、税抜に変更いただけないでしょうか。また税抜に変更いただけない場合は、入札説明書の金額を増額修正されるという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。市のルールに従って、修繕費も修正します。
17	修繕費基準額	入札説明書等に関する質問への回答 No.162	22	あくまで基準であり、任意計上でよいかとの質問に対し「基準額未満の提案は認めません」との回答をいただいておりますが、様式6-4-1では基準額通りの555百万円/18年間で明記されています。記載の額で提案するという理解でよろしいでしょうか。記載額で提案する場合、提案額を超過したら事業者負担との条件があるため、あまりにも事業者のリスクが大きいのと思われませんが、そのリスクはサービス購入料Dに積み増して見込んでおくという理解でよろしいでしょうか。	基準額を超えて提案する場合は、各年度の基準額を下回らないようにして、様式6-4-1の金額を修正してください。

■入札説明書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
18	計画修繕の前倒し発生について	入札説明書等に関する質問への回答 No.176	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の更新が可能であること</li> <li>・前倒しで実施した修繕の実施費用については、提案年度に提案額を上限に修繕費が支払われること</li> </ul> 上記2点を確認したく存じます	<p>サービス購入料Dについては、原則として提案書のとおりにより執行するように努めてください。ただし、特段の事情がある場合、市は協議に応じます。なお、当該年度の予算額の変更はできません。</p> <p>サービス購入料Cに係る修繕費は、主に既存施設の応急修繕に対応するものですが、執行状況(予算の残り具合)によっては、既存施設の予防保全や機能改善に充当することも可能です。中長期修繕計画を作成し、予防保全や機能改善が望ましい箇所を把握しておくことで、効果的に修繕費を執行してもらおうことを想定しています。</p> <p>また、1件2,500千円を超える修繕工事は、市が執行することになっており、指定管理者からの要望を受けて、市が施工または予算要求を行います。耐用年数の超過など、中長期修繕計画を作成し、施設の状況を把握しておくことで、市に適切な要望をってもらうことを想定しています。以上のことから、施設・設備の状況により中長期修繕計画は、適切に更新してください。また、既存施設の修繕費(サービス購入料C)は、予算内で実施してもらうため、各年度の提案額は、変更を認めません。なお、既存施設の修繕費(サービス購入料C)を超えて施工する必要が生じた場合、2,500千円以下の工事であっても、市との協議の上、市の予算の範囲内で、市が実施する場合があります。ただし、既存施設の修繕費(サービス購入料C)予算を超えて、自主事業として施工することは可能です。中長期修繕計画は、提案の段階で作成していただく必要はありません。指定管理業務を実施する過程で、整備していただく。</p>
19	計画修繕の延命化可能性について	入札説明書等に関する質問回答 No.176	24	計画の更新が可能であることを確認したく存じます。	No.18の回答を参照ください。
20	サービス購入料Cに含まれる修繕費の物価改定について	入札説明書等に関する質問への回答 No.190	26	サービス購入料Cに含まれる修繕費も物価改定の対象となることの確認をしたく存じます。	修繕費は、サービス購入料C改定の対象になりません。

■入札説明書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
21	光熱水費の変動リスク	入札説明書等に関する質問への回答 No.193	26	第1回目の物価改定は、令和5年9月と令和4年9月の指標により算定し、変動率が1.5%を超えない場合は改定しないとのことですが、改定しない場合、第1回目の物価改定はいつ行われるのでしょうか。そもそもN-1年度と前回改定時と比べる際、前回改定時が存在しないことになるので、それ以降毎年何と比べるのでしょうか。	第1回の物価改定を令和5年9月に実施しなかった場合、その後の物価改定の基準(X年)は令和5年9月とします。また、サービス購入料Cの修繕費は、修繕実績のある既存施設を対象とし、かつ、指定管理業務の範疇で実施されることから、物価改定の対象としません。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
22	事業範囲	要求水準書	4	整備業務の対象施設でない施設の整備を行うことは可能でしょうか。	整備業務の対象施設でない施設についても整備は可能ですが、「ゲートボール場」「多目的広場」「こども広場」は機能・形状を変えずに、公園利用者が継続的に使用可能な状態を維持する必要があります。また、親水広場は、護岸・堤体を改変しない範囲で改修可能ですが、関係局との協議が必要です。 公園利用者が既存施設を継続的に利用できるような整備順序を計画して公園全体の整備をしてください。
23	山崎川親水広場	要求水準書	4、29、129	山崎川親水広場の改変は、認められないという理解でよろしいでしょうか。	親水広場の改修は、護岸・堤体を改変しない範囲で可能ですが、関係局との協議が必要です。
24	準拠すべき各種基準・指針等	要求水準書	10	遵守すべき設計基準・指針等として挙げられているものの中に、建築に関する仕様と土木に関する仕様が混在しています。今回の計画において、それぞれの適用範囲・区分をお示しください。	基本的には、建物やデッキ部分、建物に付属する階段・スロープ・外構等並びに山留類(周辺構造物に影響を与えない範囲)については建築の基準とし、それ以外の橋梁部分や公園部分、道路部分(一般車両・管理車両通行部分)及び道路部分に設置する引込設備は土木の基準として実施することを考えていますが、提案の内容によっては異なる可能性もあります。また、周辺構造物に影響を与える範囲に設置する山留類については、関係機関との協議の上で決定することになります。 提案においては、事業者にて適切に判断し、詳細については設計時に協議するものとします。
25	会議室の利用について	要求水準書	16	維持管理運営の基準等に、スポーツ施設における競技場等のスポーツ及びレクリエーション目的以外の利用並びに会議室等のスポーツ及びレクリエーション目的に準ずる利用にかかる取り扱い要綱が示されていますが、会議室の適用範囲について、どのように考えるのでしょうか。	体育館の会議室については、「スポーツ施設における競技場等のスポーツ及びレクリエーション目的以外の利用並びに会議室等のスポーツ及びレクリエーション目的に準ずる利用にかかる取扱要綱」及び「体育施設の利用について(通知)」に従ってください。
26	廃道の事業者負担	要求水準書	25	廃道に伴う既設インフラの盛替えについて事業者側でどこまで見込むべきか確認したく存じます。	全て事業者負担です。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
27	埋蔵文化財の保護	要求水準書	26	参考資料13「埋蔵文化財範囲図」のB史跡関連埋蔵文化財包蔵エリアの上部に、掘削は行わずに50cm程度の盛土や鉄板敷き等養生を行い、その上に建設工事用の仮設構台等を設けることは可能でしょうか。	可能です。 ただし、設置物等の重量が地下の埋蔵文化財に影響を与えないよう配慮いただく必要があります。 なお、事業者が工事計画を元に、関係機関と協議を行うこととなります。
28	埋蔵文化財	要求水準書	26	(5)埋蔵文化財の状況に記載の参考資料13「埋蔵文化財範囲図」において、Dの範囲「名古屋市遺跡分布図より滅失とされている範囲」に該当するフィールド部の表層撤去工事は、掘削工事を伴う工事を行う場合に該当しないものとし、立会いの必要はないと考えて宜しいですか。	土の掘削を伴う工事については、工事中の立会いを実施します。なお、事業者が工事計画を元に、関係機関と協議を行うこととなります。
29	南連絡橋の再整備	要求水準書	47	連絡橋の全ての部分を撤去し再整備する必要があるか。	現在の南連絡橋は、地上レベルから階段等での昇降が必要な為、利用頻度が低くなっていますが、一方で、イベント終了時には南連絡橋下の横断歩道や山下通りの競技場側歩道は大変混雑しています。 今回の計画において、デッキやエントランスのレベルに直接つながることにより、横断歩道を介さずに山下通りの反対側の歩道に接続することで、イベント終了時の退場者動線を南連絡橋へ誘導し、競技場の出入口周辺や競技場側歩道の混雑を緩和させることを意図しています。 よって、連絡橋の全ての部分を撤去し、再整備してください。
30	WA認証	要求水準書	50-51	陸上競技場の計画において、WAの基準を全て満たす必要はありますでしょうか。	WA基準に関わる内容については、WAの認証を取得することを優先して計画してください。
31	宿泊研修棟の改修費用	要求水準書	65	3階宿泊研修室や1階旧食堂等について改修内容を設定できない条件の下、改修内容と合致しない費用を入札金額として提出することについて、入札手続き透明性確保のためにも、当該部分は事業対象外として頂くか、もしくは改修内容を提案させて頂き、その費用を入札金額として提出し、その後内容が確定した時点でサービス購入費の増減手続きとして頂きたい。	原案のとおりとします。 契約後のパークマネジメント活動業務の中で市民意見等を確認し、計画を決めることとなります。整備費用については、想定はある程度変わるものとして、内装材(下地材含む)及び設備機器(配管・配線含む)の全てを更新するものとして積算してください。 提案内容については、要求水準を満たすことを前提としますので、市民とのワークショップによる要望が提案水準を下回る内容であったとしても、要求水準に基づく提案水準を満たすようにしてください。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
32	宿泊研修棟整備内容	要求水準書	65	(ア) 既存機能を維持し、継続利用しながら、地域交流機能の充実と活動の活性化を図る。と記載ありますが、既存機能とは、宿泊機能、スタジオ機能という解釈かどうか、各事業者統一の見解として頂きたいと存じます。	既存機能は改修部分以外である屋内プールやトレーニング室等を指し、宿泊機能は指しません。また、スタジオ機能は現指定管理者の自主事業によるもので、現指定管理者が終了する時点で、原状復帰となります。整備期間中も原則として休館をしないような提案をしてください。
33	南児童園休憩施設	要求水準書	66	「(4)休憩施設 イ整備内容 (ア)」の項目に「南児童園の既存トイレを建替え、～なお、提案により店舗等の併設も可能とする。」とありますが、この場合併設する店舗部分の設計・建築等に関する費用もサービス購入料A及びBに含めてよろしいでしょうか。(要求水準書148ページに記載されている「b整備の負担区分」記載の考え方と同様でよいでしょうか。)	店舗部分の設計・建築は、自主事業によるものとなるため、サービス購入料A及びBに含めないでください。
34	南児童園休憩施設	要求水準書	66	新設トイレに店舗を併設する場合、所有者は貴市でしょうか。その場合の貸方基準等をご教示いただきたく存じます。また店舗部分についての使用料については、入札説明書資料4記載の設置許可と管理許可のどちらによるものになりますでしょうか。	店舗部分の所有者は、事業者になります。また、設置許可を予定しています。ただし、20年後に店舗部分を取り壊してもトイレが存置できる形態として、取り壊しに係る費用はサービス購入料Dに算入してください。また、20年後に施設を事業者から市に対して無償で譲渡すること、及び施設を全て取り壊してトイレを作り直すことを提案することも可とします。
35	休憩施設の設置について	要求水準書	66	ア基本方針(ア)に南児童園等に計画するとあることから、公園内のどこでも設置提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	休憩施設は南児童園に整備することを想定していますが、公園利用者の利便性を考慮したよりよい提案であれば別の場所での整備も可とします。
36	史跡ガイダンス機能の配置について	要求水準書	69	史跡ガイダンス機能は陸上競技場施設内ではなく、競技場敷地内に競技場とは別棟にて計画してもよろしいでしょうか。	史跡ガイダンス機能は陸上競技場施設内に限定しているものではありません。
37	南児童園の施設整備について	要求水準書	78	(エ) 休憩施設 aについては、屋根付き休憩所の施設単独で50㎡以上という理解でよろしいでしょうか。	屋根付き休憩所部分のみで50㎡以上として計画してください。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
38	用語の整理	要求水準書	101	要求水準書P101に記載されている「本事業において整備した施設」と、同P110に記載されている「本事業において事業者の施工した箇所」の記載は同義という理解でよろしいでしょうか。 また、宿泊研修棟のように同一の建物内に今回事業で整備・施工する部分と既存のままの部分がある場合、事業者の施工していない元施工部分に起因する修繕について要求水準書P110コ(ア)に従って市が直接執行するという理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、要求水準書P110コ(ア)、(イ)に従って、市または事業者が執行します。
39	WA(CLASS2)認証取得業務	要求水準書	103	質疑回答No.446にて、WA(CLASS2)認証取得業務を事業者は施設の引き渡しまでに認証の証明書が必要との主旨の回答をいただきましたが、WA(CLASS2)認証の証明書は、着工3カ月前までに申請が必要かつ完工後公認証が届くまでに3カ月必要となり、この期間を含めた建設期間を設定することは工程計画への影響が大きいため、公認証の提出は施設の引渡し後でもよいこととして頂きたいと存じます。認証の証明書の引き渡しスケジュール変更の検討をご相談したく存じます。	認証が下りることが確認できれば引き渡し後の提出でも可とします。 受検し、検定時の指摘事項の対応まで済ませてください。
40	駐車場利用料金の設定	要求水準書	105	渋滞緩和の促す為、予約システムを導入する際、予約料を徴収することの可否はいかがでしょうか。	認められません。
41	備品について	要求水準書	110 134	トレーニング器具及びAEDを除く備品について、現在ある20万円以上の備品の更新は市の執行と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、更新については、予算によります。
42	中長期修繕計画	要求水準書	128	現指定管理者が作成している中長期修繕計画をご提供いただけないでしょうか。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
43	天然芝フィールドの維持管理業務について	要求水準書	131	「併せて、維持管理運営期間内において適宜更新が必要な時期及び最終年度に全面改修を実施すること。」とありますが、対象は整備事業に含まれる陸上競技場のみでよろしいでしょうか。併せて全面改修のイメージをご教示ください。(芝の張替え等でしょうか。)また、最終年度に貴市に確認をいただいたうえで良好な状態が保たれていると判断いただいた場合、全面改修は不要でしょうか。	追加配布資料の「陸上競技場 公認継続の流れについて」のとおりです。
44	公認更新について	要求水準書	134	WAのCLASS2は、ウレタンの張替えが必要と思われるが、これは市の執行と考えるとよろしいでしょうか。	サービス購入料Dで執行してください。
45	市が実施する事業等への協力内容	要求水準書	145	マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力内容について、事業者の具体的な業務内容要を確認させていただけないでしょうか。	令和2年8月28日付け回答No.603のとおり、問合せ対応や各運営補助など指定管理者として当然行うべき業務である事前準備・マラソン運営業務の従事などを想定しています。
46	掲出広告の一時的遮断について	要求水準書	148	指定管理者は必要に応じて広告掲出を一時的に遮断するとありますが、広告には、外壁等のネーミングライツは含まれないと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
47	埋蔵文化財上での荷重制限	要求水準書 参考資料13	—	埋蔵文化財上での施設整備の荷重制限および建設作業時の荷重制限、その他建設作業場の制約条件を各エリア毎に確認させていただきたい。	史跡指定地、史跡指定予定地、周知の埋蔵文化財包蔵地等の掘削にあたっての制約、考え方については、「要求水準書」p.69-70の「カ 史跡ガイダンス機能 (ア) 共通事項 (a)埋蔵文化財への配慮」、参考資料14「埋蔵文化財の取り扱い」を参照ください。 掘削を伴わない工種の取扱い基準について、具体的な荷重制限、必要とされる地表面保護方法の指定はありませんが、それら掘削を伴わない施工により、参考資料15「埋蔵文化財試掘調査結果」で示した深さに存在する地下の埋蔵文化財に影響を与えないよう計画する必要があります。 B史跡関連埋蔵文化財包蔵地においては、競技場建設等に伴い過去に掘削された範囲内は、遺跡が滅失している部分として、既存施設撤去工事時は掘削可能です。 C埋蔵文化財包蔵地の現陸上競技場部分においては、遺跡が残っている場合は発掘調査が必要となる可能性があります。発掘調査が必要となった場合の調査期間は1ヶ月あたり300㎡＋準備期間1ヶ月以上が必要となります。 いずれも文化財保護室との協議が必要です。 なお、既存施設撤去工事に先立ち、事業者にて解体・撤去及び建設の計画に基づく範囲の埋蔵文化財の状況を確認する試掘調査を、文化財保護室学芸員の監督・立会いのもと実施してください。
48	中央監視システム機能移設業務	要求水準書 参考資料16	—	参考資料16では、陸上競技場には他施設との監視システムの接続は無いと思われます。移設対象をお示ください。	追加資料として配布します。
49	トレーニング室	維持管理運営参考資料 1 備品リスト	—	現指定管理者がリース契約で設置しているトレーニングマシンがありましたら、品名と台数を提示していただけますでしょうか。	市に資料がありません。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
50	修繕の扱い	維持管理運営参考資料 3 運営に際する目安	「備品」 シート	要求水準書(案)に関する質問No.480に対して、「備品の保守管理は一般管理費になります。」と回答いただいておりますが、備品シートの区分では「修繕」となっています。当該備品の「修繕」にかかる費用については、「保守管理」という意味であり、すべて様式6-4-3(7)に記載がある「一般管理費」で計上されている認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	修繕費の範囲について	維持管理運営参考資料 8 修繕費の範囲	—	「土地、建物等の不動産及びその従物に係る新築、修繕、除却等の請負代金(家屋等の小修繕を含む。）」とありますが、「従物」の定義・範囲をご教示ください。 また、設備等の更新は事業範囲外(貴市にて負担)と考えればよろしいでしょうか。	「従物」とは、物が客観的、経済的關係において、一方(従物)が他方(主物)の効用を助ける立場において結合したときに主物に対する区別の概念です(民法第87条)。 従物の要件は下記のとおりです。 (ア)主物の常用に供されること。 (イ)特定の主物に付属すると認められる程度の場所的關係にあること。 (ウ)主物、従物ともに独立のものと認められること。 (エ)主物、従物ともに同一の所有者に属すること。 また、設備等の更新については、「コ 修繕費等について」によります。
52	修繕費の範囲	維持管理運営参考資料 8 修繕費の範囲	—	「2 修繕費から除外されるもの」に含まれる(1)～(4)の項目は事業範囲外として貴市にて負担していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	修繕費以外の一般管理費等の費目で対応してください。
53	陸上競技場の雨水排水対策	現地調査	—	現地調査の際に、既存陸上競技場のフィールド周囲に防潮堤およびU字溝を設置されていたが、与えられた参考資料には見当たりませんでした。 この防潮堤およびU字溝は、いつ、何のために施工されたのでしょうか。	追加資料として配布します。 止水板は昭和58年頃の大雨で浸水した際の復旧工事として設置しました。また、平成12年東海豪雨の後も改修しています。 宿泊研修棟は平成14年頃の大雨で浸水したことを受けて改修しています。 陸上競技場のU字溝は平成3年頃の広場改修工事で新設しています。経緯は不明です。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
54	貝塚の平面状況	入札説明書等に関する質問への回答 No.375	44	「型取りあるいは3次元レーザー計測などにより得られたデータ」とありますが、これらの資料をご提供頂くことは可能でしょうか？ なお、これらにより平面を「忠実に再現」した場合、破損または怪我の恐れがあるため見学者の立入りは制限され、イベントスペースとしての活用は難しくなります。市として何を優先するかお示し下さい。	「要求水準書」p.70-71に記載するように、史跡指定地及びその周囲は史跡広場として整備し、来訪者が立ち入り可能なものとして公開活用することを想定しており、かつ貝層の平面表示は史跡指定地内に整備することを想定しています。したがって来訪者の立ち入りを前提として、整備方法をご提案ください。 今後予定している発掘調査において、3次元計測データの取得あるいは型どりを行います。資料の提供は落札者決定後となる予定です。
55	貝層の平面表示の整備	入札説明書等に関する質問への回答 No.375	44	参考写真の提供の記載があるが、3次元レーザー計測のデータは提供していただけるのでしょうか。	今後予定している発掘調査において、3次元計測データの取得あるいは型どりを行います。資料の提供は落札者決定後となる予定です。
56	埋設物の開示	入札説明書等に関する質問への回答 No.399	46	埋設物の情報は、貴市が一括して開示していただきたい。	各施設管理者の連絡先を追加資料として配布します。
57	解体・撤去工事業務	入札説明書等に関する質問への回答 No.419	48	「杭及び地下構造物については全て撤去する」とあり、質疑回答でも要求水準書に記載のとおりとされておりますが、撤去範囲を最小限に留めることについて、再度ご検討頂きたい。	地下工作物の有用性を事業者が示した場合には残置について協議しますが、事業費削減や工期短縮のための残置は認められません。
58	民間収益施設及び広告掲載に係る経費	入札説明書等に関する質問への回答 No.456	52	要求水準書p108、109に自主事業に係る収入と費用を記載いただき、そのうち民間収益施設及び広告掲載に係る収入は自主事業収入に含むが経費は含めない理由は何でしょうか。	「ただし、…」以下を削除します。
59	既存施設の修繕費設定について	入札説明書等に関する質問への回答 No.490	57	・計画の更新が可能であること ・毎年提出する翌年度業務計画書に大規模修繕を含めることができること 上記2点を確認したく存じます。	No.18の回答を参照ください。
60	宿泊研修棟の整備費と収支計画	入札説明書等に関する質問への回答 No.504	58	整備計画がある程度変わるものとして提案してくださいとの記載ですが、市民意見の内容次第でサービス購入費Bの変更・協議が可能として頂きたく存じます。	原案のとおりとします。 なお、市民利用を前提とした提案としてください。また、整備内容の変更は、提案内容に係る想定予算を基に、事業の継続性を勘案し、収支が成り立つ範囲で検討してください。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
61	宿泊研修室の宿泊利用時の夜間警備及び夜間宿直業務	入札説明書等に関する質問への回答 No.530	61	人員の配置時間中の仮眠、休憩取得は可能でしょうか。また、仮眠、休憩取得時に代務者は必要となりますでしょうか。	可能です。代務者は特に必要ありませんが、定時見回りや非常時に対応できるようにしてください。
62	北陸上競技場の修繕対応範囲	入札説明書等に関する質問への回答 No.544	63	北陸上競技場の事業者が実施する修繕対応範囲を確認したく存じます。	第10・1・(4)「コ 修繕費等について」のとおりです。
63	陸上競技場および北陸上競技場における更新について	入札説明書等に関する質問への回答 No.544	63	質疑回答No.544,572より、「公認に係る工事費、公認費は事業者」、「公認検定に必要な用器具の調達及び補充は貴市負担」という理解ですが、令和2年9月25日に公表された修正版の要求水準書p134では「公認検定に必要な用器具を除く」という内容が削除されております。陸上競技場および北陸上競技場の更新における貴市と事業者の業務分担および費用負担について再確認したく存じます。	陸上競技場の競技備品の更新については、事業者の負担になります。なお、陸上競技場で不用となった競技備品のうち、北陸上競技場で使用可能なものについては、市と協議の上、北陸上競技場に移設してください。その上で、北陸上競技場の不足備品のうち、1件200千円以上のものは、市の負担になります。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
64	修繕費の見直し	入札説明書等に関する質問への回答 No.551	65	<p>中長期修繕計画書について「施設の状況に応じて修繕の実施時期を適宜調整し、当該計画を更新可能」とご回答いただいておりますが、計画の更新内容に応じて各年度の修繕費は提案した全事業期間の修繕費総額の範囲内で変更可能でしょうか。また当該変更に応じて各年度のサービス購入料の支払額も変更いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>サービス購入料Cに係る修繕費は、主に既存施設の応急修繕に対応するものですが、執行状況(予算の残り具合)によっては、既存施設の予防保全や機能改善に充当することも可能です。中長期修繕計画を作成し、予防保全や機能改善が望ましい箇所を把握しておくことで、効果的に修繕費を執行してもらうことを想定しています。また、1件2,500千円を超える修繕工事は、市が執行することになっており、指定管理者からの要望を受けて、市が施工または予算要求を行います。耐用年数の超過など、中長期修繕計画を作成し、施設の状況を把握しておくことで、市に適切な要望をしてもらうことを想定しています。以上のことから、施設・設備の状況により中長期修繕計画は、適切に更新してください。また、既存施設の修繕費(サービス購入料C)は、予算内で実施してもらうため、各年度の提案額は、変更を認めません。なお、既存施設の修繕費(サービス購入料C)を超えて施工する必要がある場合、2,500千円以下の工事であっても、市との協議の上、市の予算の範囲内で、市が実施する場合があります。ただし、既存施設の修繕費(サービス購入料C)予算を超えて、自主事業として施工することは可能です。中長期修繕計画は、提案の段階で作成していただく必要はありません。指定管理業務を実施する過程で、整備してってください。</p> <p>サービス購入料Dについては、原則として提案書のとおりによりに執行するように努めてください。ただし、特段の事情がある場合、市は協議に応じます。なお、当該年度の予算額の変更はできません。</p>
65	駐車場利用の実績値資料	入札説明書等に関する質問への回答 No.629	73	<p>現行の駐車場の警備員等の人員配備計画はどのような計画となっておりますでしょうか。</p>	<p>市に資料がありません。</p>
66	駐車場利用料金の設定	入札説明書等に関する質問への回答 No.630	73	<p>回数券の手売りから、自動販売機での販売方式への変更の可否はいかがでしょうか。</p>	<p>可能です。なお、自動販売機の初期投資は、駐車場管制機器の整備と一括で、サービス購入料Bに含み、メンテナンスは、サービス購入料Cに含むことに留意してください。</p>

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
67	駐車場利用料金の設定	入札説明書等に関する質問への回答 No.700	81	利用料金の前払い方式から後払い方式への変更、それに伴う1回500円の料金体系変更を是非ともお認め頂けないでしょうか。	支払い方式の変更は、市との協議によります。ただし、支払方式を変更する場合は名古屋市瑞穂公園条例施行細則の改正が必要になります。なお、公共性の観点から、イベント時のみ料金設定を高くする提案は望ましくなく、公園の利用者のための駐車場であることに留意してください。
68	駐車場利用料金の設定	入札説明書等に関する質問への回答 No.700	81	現状の身体障害割引(500円払い戻し)に代わる、認証器を利用した割引方式の変更について可否はいかがでしょうか。	市との協議のうえ判断します。
69	駐車場の実績値資料	—	—	瑞穂公園駐車場全体の現状の「日売り」「日別入出庫台数」「時間帯別入出庫数」のデータ開示をお願いいたします。(2019年1月1日～2020年8月31日)	市に資料がありません。
70	駐車場の実績値資料	—	—	過去の瑞穂運動場のイベント実績及びイベント時の来場者数の数値データの開示をお願いいたします。(2019年1月1日～2020年8月31日)	市に資料がありません。
71	駐車場の実績値資料	—	—	駐車場のトラブル及びクレーム対応の情報開示をお願いいたします。(2019年1月1日～2020年8月31日)	トラブル及びクレーム対応の報告はありませんでした。
72	公園内トイレの使用可能時間	—	—	公園内の多目的トイレなど、密室となるトイレにつきましては防犯等の理由により利用可能時間を設けることは可能でしょうか。	現状、原則として、公園内の多目的トイレの利用時間を制限していませんが、状況により夜間の利用を制限している箇所があります。
73	民間収益施設	—	—	民間収益施設の設置に関しては必ずしも建築を伴う必要は無く、例えば移動販売車による事業も民間収益施設にあたるのでしょうか。その場合の使用料等は発生しますでしょうか。許可区分(設置許可、管理許可、占用許可、行為許可)と併せてご教示願います。	市との協議によります。なお、設置許可または行為許可(イベント等の中で設置する場合)に係る使用料が必要となります。

■要求水準書質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
74	自主事業全般	—	—	今回の提案においては、自主事業の提案対象期間が長期にわたるため、実際に採用された場合においては、将来の社会情勢等の変化に合わせて、貴市と協議の上、適宜内容を変更して対応させていただけるという認識で良いか。	提案された事業については、対象期間の満了まで継続されることを前提としますが、あらかじめ市と協議し、提案時の趣旨に沿うものと認められた場合に限り、その事業内容と期間の変更を可とします。
75	選挙の対応等	—	—	現時点では選挙の投票所・開票所とはなっていませんが、今後新築の体育館等が投票所や開票所となる可能性はございますか。もし該当する場合は、使用できない期間中の事業の保証は貴市が負担するものと考えて宜しいでしょうか。	近年では、名古屋市スポーツ施設を選挙の投票所としたことはありません。

■様式集質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
76	外構図と公園計画図の違いについて	様式集	8	(8) 施設計画提案書(図面集)の様式番号11-3に記載のある外構図と公園計画図との違いについてご教授ください。	外構図は陸上競技場周辺の外構、公園計画図は公園整備に係る内容を表現することを想定していますが、提案内容に応じて兼ねることも可とします。
77	提案書類の目次	様式集	9	「各分冊の表紙の次頁に、目次(様式任意)を付す」とありますが、様式6、様式7、様式8、様式9、様式10、様式11、様式12ごとに表紙の次頁に目次を付ければよいと考えてよろしいでしょうか。	各分冊の目次もつけてください。
78	提案書様式の記載方法について	様式集	様式9-2	(3),(4)及び(5)は、団体(企業)について問われていると思いますが、運業者が2社以上で構成されている場合は各社それぞれの記載が必要でしょうか。その場合も制限枚数は変わらないでしょうか。	様式9-2(3)は、基本的には指定管理者(SPC)として作成し、実績については各社について記載し、A4判縦2枚以内としてください。 様式9-2(4)は、各社の運営実績・経験を記載してください。制限枚数の設定はありません。 様式9-2(5)は、指定管理者(SPC)として作成し、A4判縦1枚以内としてください。
79	従業員配置計画 個人名の記載	様式集	様式9-2 (6)	候補者氏名の記載欄がございますが、2023年4月から維持管理・運営業務が開始することから、提案書提出の2021年1月の時点で個人名を確定するのは困難であると考えます。個人名の記載欄は削除していただけないでしょうか。	提案の段階で決まっていない場合は、当該欄について、記載しなくてもかまいません。
80	提案書様式の記載方法について	様式集	様式9-3	9-3及び9-4の共通様式については、整備施設分と既存施設分それぞれについて作成するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	提案受付番号	様式集	—	表紙の様式に「提案受付番号」、様式6-4-3の一部様式に「提案者番号等」の枠がありますが、参加資格審査結果通知書に記載の「提案者番号」に統一してよろしいでしょうか。また、上記以外の様式にも「提案者番号」を記載してよろしいでしょうか。	提案者番号と読み替えてください。 所定の欄がないその他の様式についても、ページの右上に、提案者番号の記載をしてください。 様式を修正します。

■様式集質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
82	費用計上	入札説明書等に関する質問への回答 No.762	88～90	様式6-4-3は、構成員又は協力会社を主体として、費用を計上すればよろしいでしょうか。例えば、構成員の従業員の人件費が発生する場合は、外部委託費ではなく、人件費を計上すればよろしいでしょうか。それとも、SPCを主体として、全て外部委託費と計上するのでしょうか。	人件費として計上してください。
83	水光熱費の見直し	入札説明書等に関する質問への回答 No.771	89	水光熱費について、実績値から想定できない部分がございます。(新築スタジアム・新築体育館等) 指定管理期間当初数年間の実績に基づき、その後の費用を見直すことをお認め頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、体育館に係る光熱水費の予算額は、約38,000千円/年です。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
84	設計変更手続き	事業契約書(案)第28条	8	市の求めによる設計図書の変更について事業者がその結果を通知してから、市が設計変更を最終的決定するまでの期限について確認したい。	内容に応じて適切な期間内に回答します。
85	施設引渡前の違約金	事業契約書(案)第72条	22	第72条第1項8号を起因として事業契約が解除された場合、「落札金額の100分の20」に相当する金額の違約金を支払うとの記載について、事業継続の観点からも当該条項の削除または金額の軽減について再度ご検討をお願いします。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。
86	整備施設引渡し前の契約解除等に係る違約金	事業契約書(案)	22	第72条第5項について、「ただし、72条第1項第8号の事由に該当する場合には本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」の規定の削除	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。
87	施設引渡後の違約金	事業契約書(案)第76条	25	第72条第1項8号を起因として事業契約が解除された場合、「落札金額の100分の20」に相当する金額の違約金を支払うとの記載について、事業継続の観点からも当該条項の削除または金額の軽減について再度ご検討をお願いします。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。
88	整備施設引渡し以後の契約解除等に係る違約金	事業契約書(案)	25	第76条第5項について、「ただし、72条第1項第8号の事由に該当する場合には本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」の規定の削除	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。
89	収入減少リスク	事業契約書(案)	48	事業者の責任によらずJリーグの試合が行われなくなった場合の収入減少は、事業者側でコントロールができないため、減少した全額を市の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

■事業契約書(案)質問一覧

No.	議題	資料名	該当ページ	確認したい内容	回答
90	履行保証保険料	入札説明書等に関する質問への回答 No.810	95	「宿泊研修棟改修のみ別途の保険を手当てすることを認める」について、アジア競技大会後に行う宿泊研修棟改修に係る整備費相当額から当該整備費に係る割賦利息相当分を除いた額の1/10を対象として保険を付保すればよいと理解してよろしいでしょうか。この場合、もう一方の履行保証保険については、サービス購入料(整備業務)から、上記宿泊研修棟改修に係る当該相当額を減じて、保証額を算定すればよいと考えてよろしいでしょうか。	宿泊研修棟改修に係る整備費相当額の支払時期は、陸上競技場等の引き渡し及びサービス購入料Aの支払いの完了後になるため、サービス購入料Bに含まれます。このため、別途の保険を手当てすることを認めます。
91	コロナ等による影響	入札説明書等に関する質問への回答 No.949	111	実施方針等に関する質問では「新型コロナウイルス感染症による影響も不可抗力リスクと整理」と回答されていますが、事業契約書(案)に関する質問では「市との協議」と回答を変更された理由をご教示願います。また、自主事業収入に関しては事業契約書(案)別紙9の3(自主事業の収益を維持管理運営経費の原資として還元・繰入している場合は、その額を上限として市が負担する)のとおり還元額全額(同別紙9の2に規定の事業者1%負担にかかわらず)を市が負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	前段については、不可抗力リスクとしますが、取り扱いの詳細については、市との協議となります。後段については、様式6-4-3(7)指定管理者収支計画書の「(3)自主事業の利益の指定管理料への充当額」に記載した金額をもって、事業契約書(案)別紙9の3の「維持管理運営経費の原資としての還元・繰入」として市が負担する場合の上限額としますので、ご留意ください。